

令和3年

衣浦衛生組合第1回定例会会議録

令和3年3月30日

令和3年第1回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和3年第1回衣浦衛生組合議会定例会は、令和3年3月30日（火）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

- 管理者の招集あいさつ
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 令和3年度衣浦衛生組合一般会計予算
- 第4 議案第2号 衣浦衛生組合指定金融機関の指定について

2. 本日の会議に付した事件

- (1) 議事日程第1から第4

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 加藤 厚雄君 | 2番 | 藤浦 伸介君 |
| 3番 | 生田 充夫君 | 4番 | 小池友妃子君 |
| 5番 | 神谷 悟君 | 6番 | 神谷 直子君 |
| 7番 | 岡田 公作君 | 8番 | 鈴木 勝彦君 |
| 9番 | 今原ゆかり君 | 10番 | 内藤とし子君 |

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

- | | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 管理者 | 吉岡 初浩君 | 副管理者 | 金沢 宏治君 |
| 副管理者 | 神谷 坂敏君 | 参 与 | 禰亘田正信君 |
| 監査委員 | 小林 尚君 | 会計管理者 | 杉本 広則君 |
| 事務局長 | 黒田 敏裕君 | 庶務課長 | 高橋 文彦君 |
| 施設課長 | 杉浦 勲君 | 業務課長 | 杉浦 嘉彦君 |

5. 出席した関係市職員

- | | |
|-----------------|--------|
| 碧南市経済環境部長 | 永坂 智徳君 |
| 碧南市環境課長 | 金原 厚夫君 |
| 高浜市市民部長 | 磯村 和志君 |
| 高浜市経済環境グループリーダー | 田中 秀彦君 |
| 高浜市経済環境グループ主幹 | 東條 光穂君 |

6. 出席した事務局職員

庶務課庶務係長	奥谷 元典君
施設課課長補佐	三矢 成由君
施設課課長補佐	糟谷 勲君
施設課第1係長	磯貝 光好君
業務課管理係長	安藤 理純君
業務課管理係担当係長	磯村恒代志君
業務課焼却係長	石川 武彦君

7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○議長（神谷 悟君） 皆さん、おはようございます。

本日は、御多忙のところ御出席をいただきましてありがとうございます。ただいまの出席議員は10名であります。よって、令和3年第1回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。

よって、会議を開会します。

これより、会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

これより、管理者の招集あいさつを行います。

○管理者（吉岡初浩君） 議長、管理者。

○議長（神谷 悟君） 管理者。

○管理者（吉岡初浩君） 皆さん、おはようございます。開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。日ごと暖かくなり、すっかり春らしい陽気になりましたが、本日ここに令和3年第1回衣浦衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変御多忙の中、御参加をいただき、本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。

令和2年度も余すところ、僅かとなりましたが、おかげさまで今年の実業も順調な運営をさせていただいているところでございます。これもひとえに皆様方の御尽力の賜物と厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日は、私どものほうからは新年度予算1議案、指定金融機関の指定1議案の上程をさせていただいております。何とぞ慎重に御審議の上、原案どおり御可決を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶にさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（神谷 悟君） ただいま、招集あいさつが終わりました。

○議長（神谷 悟君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において2番 藤浦伸介議員及び6番 神谷直子議員を指名いたします。

○議長（神谷 悟君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷 悟君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（神谷 悟君） 日程第3 議案第1号 令和3年度衣浦衛生組合一般会計予算についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（神谷 悟君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ただいま議題となりました議案第1号 令和3年度衣浦衛生組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、初めに令和3年度の予算の特徴といたしまして、一昨年11月に発生いたしましたクリーンセンター衣浦の火災事故に伴う火災復旧工事及び火災関連事業が、令和2年度におきましては全て完了したこととなります。7億6,000万円余の減額となるものでございますが、クリーンセンターを始め組合の各施設は老朽化により、建設事業費及び維持管理費が年々増加する傾向にあります。組合市におきましては財政難の中でありますので、当組合としましても業務継続に資することに重点を置き、優先度の高いものを抽出する等、財政負担の抑制に配慮した予算計上をさせていただくものでございます。

なお、予算とは離れますが、当組合の管理する施設は特殊な施設及び設備を備えていることから維持管理に要する修繕工事、業務委託等の契約におきまして、随意契約を行わせていただいている部分が多分でございます。これにつきましては、これまでも細心の注意を払い、適正な契約を行うよう努めておりますが、今後さらなる適正化へ向け、調査研究を進め、設計方法及び契約方法等の検討をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お配りいたしました資料に基づきまして説明させていただきます。

令和3年度衣浦衛生組合一般会計予算の1ページをお開きください。

令和3年度衣浦衛生組合の一般会計予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条第1項、歳入歳出は歳入歳出それぞれ25億9,510万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことが出来る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

（歳出予算の流用）

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするというものであります。

4ページをお開きください。

地方債は、次の3件を予定しております。

1件目はN o. 2 灰搬送コンベヤ等更新工事で限度額は3億8,120万円、2件目は不燃粗大破砕機油圧ユニット更新工事で限度額は2,040万円、3件目はごみ搬入車両待機路増設工事で限度

額は1,340万円であります。それぞれの起債は、事業費のうち起債対象額となる費用を除いた額の75%を借入れするものでございます。詳細につきましては、予算の概用10ページを御確認ください。

以上3件の合計4億1,500万円を限度額とする地方債を計上しております。

続きまして、歳入歳出の主な内容としまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入でございますが、1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金予算額は19億634万1,000円で前年度対比1億2,248万円、率にしまして6.9%の増となっております。説明欄には組合市の負担額を示しておりますが、碧南市が11億3,322万1,000円、分担率59.445%、高浜市が7億7,312万円、分担率40.555%でございます。

分担金の算出方法及び分担方法等につきましては、予算の概要4ページ、5ページをお開きいただき、御確認ください。

次に、2款使用料及び手数料1項使用料1目使用料の予算額は2億1,638万4,000円で、前年度対比838万1,000円、率にして4.0%の増となっております。説明欄に記載の、し尿処理施設を初めとする組合5施設の施設使用料及び目的外使用料でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

3款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入の予算額は275万9,000円で、前年度と同額でございます。

次に、4款繰越金1項繰越金1目繰越金の予算額は4,100万円で、前年度対比200万円、率にしまして5.1%の増となっております。

14ページ、15ページをお開きください。

5款諸収入2項雑入1目雑入の予算額は1,361万7,000円で、前年度対比517万3,000円、率にして27.5%の減でございます。主なものは、2節ごみ処理費雑入のうち破碎鉄くず等売却代及び分別資源ごみ売却代で、売却単価の下落による影響が出ているものでございます。

次に、6款組合債1項組合債1目衛生債の予算額は4億1,500万円で、前年度対比8億9,150万円、率にしまして68.2%の減でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

3の歳出につきましては、御説明いたします。

1款議会費1項議会費1目議会費の予算額は49万円で、その内訳は議員10人分の報酬が主なものでございます。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の予算額は8,193万6,000円で、内訳は一般職員5人分の給料費が主なものでございます。令和3年度におきまして定年による退職者を1名予定しており、退職手当を計上しております。

20ページ、21ページをお開きください。

3款衛生費1項清掃費1目清掃総務費の予算額は1億4,360万8,000円で、内訳はリサイクルプラザの会計年度任用職員8人分の報酬、一般職員14人分及び再任用職員1人分の給料が主なものでございます。

次に、2目し尿処理費は令和3年度のし尿処理量を前年度比11.8%減の年間2万7,600キロリットルと計画し、その予算額は1億3,667万7,000円で前年度対比359万円、率にしまして2.6%の減でございます。

10節需要費中、光熱水費は下水道使用料で、し尿処理水の下水道への放流量減量が可能となりまして600万円余の減額であります。

なお、衛生センターでは、し尿処理水を下水道へ放流するため下水道法の規定に基づく下水道排除基準を順守するため、井水で4倍に希釈しておりましたが、施設改造後8年間蓄積された処理技術の向上によりまして、水質基準を順守しつつ3.3倍希釈まで低希釈化することが可能となりました。これによりまして、放流量を年間13万800立米から10万9,200立米へ16.5%減量したため、下水道料金の減額を行ったものでございます。

22ページ、23ページです。

12節委託料の予算額は9,766万8,000円で、前年度対比278万4,000円の増額で、これは主にし尿処理施設維持管理委託料が3年間の長期継続契約の更新時期を迎え、新たに入札方式による契約を予定しているものでございます。

次に、3目ごみ処理費は令和3年度のごみ処理量を令和2年度の計画量と同じく4万8,520トンと計画し、その予算額は17億630万3,000円で、前年度対比8億2,658万6,000円、率にしまして32.6%の減でございますが、これは主に火災関連事業を完了したことによるものでございます。

10節需要費中、修繕料の予算額は3億7,343万6,000円で、前年度対比2,225万8,000円の増でございます。これは、ごみ処理施設総合整備を初めとした整備計画に基づく機器等の整備を予定するものでございます。

24ページ、25ページへ進みます。

12節委託料の予算額は5億2,825万円で、説明欄に記載のごみ処理施設運転管理業務委託料を初め34件等の委託を予定するものでございます。前年度対比2,244万6,000円の減額で、これは主に火災に伴う仮設分別会場運営委託料等の完了によるものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料は前年度対比1,984万円の減額で、これは火災に伴う仮設破砕機のレンタルが完了したものであるものでございます。

次に、14節工事請負費は、前年度対比7億9,952万9,000円の減額で、これは主に火災復旧工事の完了によるものでございます。また、説明欄に記載の3件の工事を予定しておりますが、このうちN o. 2灰搬送コンベヤ等更新工事につきましては、予算の概要51ページから54ページに工事内容を記載させていただいておりますので御確認ください。

26ページ、27ページをお開きください。

4 目リサイクルプラザ費の予算額は1,503万2,000円で、前年度対比100万9,000円、率にしまして7.2%の増でございます。

28ページ、29ページへ進みます。

14節工事請負費の予算額は841万5,000円で、前年度対比192万5,000円の増で、これはリサイクルプラザ照明設備機器更新工事等を予定するものでございます。

次に、5 目余熱利用施設費の予算額は1 億3,085万円で、前年度対比1,625万6,000円、率にしまして14.2%の増でございます。

10節需用費中、修繕料の予算額は2,490万6,000円で、前年度対比1,441万6,000円の増でございます。これは機器等修繕におきまして、25メートルプール用ろ過装置ろ材取替整備等を予定するものでございます。

12節委託料の予算額は5,156万9,000円で、前年度対比239万9,000円の増で、これは主にプール、浴場管理及び清掃等業務委託料で3年間の長期計画契約の更新時期を迎えるため、新たにプロポーザル方式で契約を予定しているものでございます。

30ページ、31ページをお開きください。

2 項環境衛生費 1 目斎園費の予算額は1 億1,287万4,000円で、前年度対比433万5,000円、率にしまして4.0%の増でございます。

2 節給料から4 節共済費は、衣浦斎園配属の一般職員2人分及び再任用職員1人分の給与費でございます。

32ページ、33ページへ進みます。

10節需用費中、修繕料の予算額は3,582万4,000円で、前年度対比387万4,000円の増でございます。これは隔年で実施する動物炉定期整備を予定するものでございます。

次に、12節委託料の予算額は3,910万2,000円で、説明欄に記載の火葬業務等業務委託を初め7件等の委託を予定するものでございます。

34ページ、35ページをお開きください。

4 款公債費 1 公債費 1 目元金の予算額は2 億4,865万2,000円で、前年度対比1,842万9,000円、率にしまして8.0%の増でございます。

2 目利子は868万1,000円で、前年度対比49万4,000円、率にしまして6.0%の増でございます。なお、令和3年度末の残高見込額は40億6,413万2,000円でございます。

次に、5 款予備費 1 項予備費 1 目予備費の予算額は1,000万円で、前年度と同額でございます。

説明は以上でございますが、36ページから47ページにかけまして給与費明細書、48ページには地方債に関する調書を記載してございますので御参照ください。

以上で、議案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神谷 悟君） 提案理由の説明が終わりました。

これより歳入について質疑に入ります。

質疑の際は、資料名及びページ番号を言ってください。なお、申合せにより質疑回数は歳入歳出それぞれ3回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

では、質疑に入ります。質疑はありませんか

○10番（内藤とし子君） 議長10番。

○議長（神谷 悟君） 10番、内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） 予算の概要のほうで質問させていただきます。歳入のほうの1ページですが、この5款の諸収入のところでは517万3,000円減額されているんですが、これはどういうところが大きな減額になっているのかということ。それからその下の歳出で3款の衛生費、これも8億232万円減額されています。

○議長（神谷 悟君） 歳入だよ。

○10番（内藤とし子君） それと6ページの2番の2節の（2）目的外使用料が仮設ハウス土地使用料というのが63万9,000円計上されていますが、この仮設ハウスはどこに建てるのかということ。それから7ページで4節の余熱利用施設使用料のところ、施設使用料の5に回数利用券というのが5,595件出ているんですが、これはどのような利用券になるのか、お示してください。それと10ページの組合債の関係で、1節の清掃費で充当率が75%となっていますが、これはどのような関係で75というものが決められているのかどうか、その辺りもお示してください。

以上です。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（神谷 悟君） 施設課長。

○施設課長（杉浦 勲君） まず、概要の7ページの余熱利用施設使用料の（1）施設使用料の5番、回数利用券が何かという御質問でしたけれども、30回券と11回券、それから大人用、子供用とあります。その種類です。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（神谷 悟君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 6ページの目的外使用のハウスがどこにあるかという御質問でございますけれども、煙突部分、この敷地の北側の煙突があるんですけれども、あの周辺に仮設ハウスのほうを建てております。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（神谷 悟君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 今、御質問で1ページの諸収入の500万円の減額の内訳でございますけれども、これは雑入のうち、ごみ処理費雑入で破砕鉄くず等売却代の中で顕著に破砕鉄くずの売却単価が下落しているというところであります。令和2年度では14円、キログラム当たり

14円であったところ、3年度では8.5円となっております。また、分別資源ごみの売却代につきましても特にアルミ缶ですね。アルミ缶が令和2年度は80円でありましたところ、令和3年度は70円と、10円ほど売却単価が下がっているものでございます。

また、10ページの起債の充当率でありますけれども、起債につきましては地方自治法の第230条の規定によりまして、地方債を借り入れることが出来るということでありまして、その充当率につきましては総務省のほうから基準が示されておまして、充当率または借り入れる償還の期間等がその示されているものであります。その中で事業としまして、教育福祉施設等整備事業のうち一般廃棄物処理事業につきましては充当率が75%ということで、総務省のほうから充当率というのは指定されたものでございます。

以上です。

○議長（神谷 悟君） ほかに。

○10番（内藤とし子君） 議長10番。

○議長（神谷 悟君） 10番、内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） 今回の回数利用券ですが、これは碧南市は無料券を発行しているというんですが、これは入っていないということなのかどうか、それをお示してください。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（神谷 悟君） 施設課長。

○施設課長（杉浦 勲君） 御質問の件ですが、余熱利用施設使用料の回数券のお話ですけれども、シルバー券は入っておりません。あくまでも先ほどの11回券と30回券の普通回数券です。すみません、30回券のほうでは含まれています。シルバー券のほうは30回券の中に入っています。

○10番（内藤とし子君） ありがとうございます。

○議長（神谷 悟君） ほかに。

○1番（加藤厚雄君） 議長1番。

○議長（神谷 悟君） 1番、加藤厚雄議員。

○1番（加藤厚雄君） 予算書7ページ、先ほども話が出ましたけれども、組合債、地方債等の分担金なんですけれども、毎年この予算の概要を見ると毎年分担金が決まっているわけではなくて、また事業によって先ほどの充当率もありますけれども、組合費すなわち地方債も毎年移動していますので、これ予算を講ずる時にこの分担金の割合と地方債の割合と、どういうふうにして決めているのでしょうか。その基準があれば教えてください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（神谷 悟君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 分担金と地方債の基準ということでございますけれども、分担金につきましては、その年に必要な経費、全体歳出の予算のほうを確定しました後に分担金を除いた

歳入予算を除いた金額ですね。それを分担金として両市に負担していただいているということでございます。

また起債につきましては、先ほど説明させていただきましたけれども、組合としましては工事、工事費ですね。工事請負費につきましては、出来る限り借入れを行う、もしくは国費、交付金等がございましたら、その交付金を充てるようにして分担金の負担を出来る限り抑制するようにと考えております。借入れの充当率は先ほど説明したとおりでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○1番（加藤厚雄君） 議長1番。

○議長（神谷 悟君） 1番、加藤厚雄議員。

○1番（加藤厚雄君） 借入れの充当率もありますけれども、それは何、75%なのか、75%までなのか。これが50%だったら、あとは分担金を増やして地方債が減るわけですので、毎年毎年、歳出のほうで公債費として2億5,000万円も払っているわけですので、もともと高浜と碧南だから一緒だという考えもありますけれども、その辺もう1回聞くけど75%で借りなければいけないのか、75%以下なのか。それで分担金と組合債のその調整というのは、どういうふうにしてているのかというものを聞いているんです。もう一度お願いします。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（神谷 悟君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 75%というのは75%までということで、財政の健全化のために限度額として75%までということで示された基準であります。それによって、残りは分担していただくということになっておりますので、よろしいでしょうか。

○1番（加藤厚雄君） 議長1番。

○議長（神谷 悟君） 1番、加藤厚雄議員。最後ね、3回目。

○1番（加藤厚雄君） それは答えになってないんです。もう3回目だから。だから75%まで借入れるのか。これを50%にして残り50%を分担金にして分担金を増やすとかいう。だから、それをどういうふうにして毎回毎回75%にしているのか。分担金を増やして組合債を減らすとか、そういうふうじゃなくて、もう借入れる時に常に75%、あと残り分担金でもらうというのは誰が、どこで、どういうふうにして決めたのかというのを聞いているんです。最後ね。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（神谷 悟君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） あくまでも分担金の負担を平準化するために出来る限り借りられる上限いっぱいまで借りるということで考えておりますので、75%借りられるのであれば75%。ちなみに火災によりまして借入れたのが災害復旧事業費で、あれは100%借入れが出来るということでありましたので、100%借入れたというところでもあります。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（神谷 悟君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 起債に関しましては50ページに内訳が載っております、予算の概要の50ページですけれども、そこで今庶務課長が言いました災害に関して、100%の起債をかけたというのが、令和2年度の50ページのごみ処理施設の災害復旧事業で8億9,500万円余の金額。これが100%起債で災害復旧事業につきましては、その起債が10年かけられるということで、財政融資資金ということで、利率も0.006ということで非常に利息は安い。全体的にこの表の中を見ていただくと分かると思うんですけれども、昨年度の利率で0.006。これは財政融資資金の起債10年なんですけれども、から、最高でもし尿処理施設の起債15年になりますけれども、0.960という形で返させています。耐用年数の関係上、起債はやっぱり10年から15年という形でありまして、先ほど庶務課長がおっしゃったように両市の平準化ということを鑑みて起債をかけるようにしています。

以上です。

○議長（神谷 悟君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷 悟君） ほかに質疑もないようですので、歳入の質疑を終結し、続いて歳出について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○10番（内藤とし子君） 議長10番。

○議長（神谷 悟君） 10番、内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） 先ほどの1ページの、予算の概要の1ページで衛生費が1億232万減額されています。これ、火災の関係があったと思いましたが、もう一度その辺りを確かめていきたいと思います。

それから24ページの3款衛生費の関係で、し尿処理計画の関係で生し尿の計画処理量が出ていますが、対前年度比で言うとマイナス5.3ということなんです、生し尿の関係は今後かなり減っていくのか、それとも高浜市で言うと、かなり新しいお家がどんどん建っているんですが、そういう関係はどのように見てみえるのか、その辺りをお示してください。

それから浄化槽の汚泥計画ですが、これも減っているんですが、これマイナス3.7、前年度比でなっているんですが、これ浄化槽の汚泥も減って本当に減っていくのか、減っちゃっていいのか、ちょっとその辺りは納得のいくようにお示してください。

それから33ページ、12節の委託料の関係で、（5）の処理困難物等処分関係というのがありますが、2,183万3,000円計上されていますが、これはどのようなものが処理困難物ということになるのか。その辺りもお示してください。

それから35ページのリサイクルプラザ費の関係ですが、ここに修繕料が30万6,000円出てい

て、工事請負費が841万5,000円出ているんですが、あとちょっと見てみると修繕料だけのところもあるんですが、これはどういう関係の工事になるのか、お示してください。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（神谷 悟君） 施設課長。

○施設課長（杉浦 勲君） まずは概要24ページをお願いします。ここで、先ほどの御質問にありました生し尿の計画処理量なんですけれども、数年前にがっとう一時期、差が大きく動いて下がっていく時期がありました、近年ではじわじわと下がるような形になっています。これがこの先もう恐らく、このじわじわと下がる形で行くんじゃないかと思っています。

浄化槽汚泥も同じくじわじわと大きく下がる時があったんですが、同じような形で下水の普及に伴い、じわじわと下がっていく、減っていくであろうと思っています。

それから35ページのリサイクルプラザ。修繕料とそれから工事請負費なんですけれども、まず修繕料のほうなんですけれども、主に減になった理由で言いますと、前年度外壁西側の雨漏り修繕したこと、多目的トイレを修繕した、誘導灯を取替修繕したことによって修繕費のほうは下がっております。減額になっております。

それから工事請負費なんですけれども、これはリサイクルプラザの照明設備の、設備の機器更新工事ということで、これは目的としては施設開設後22年経過する中、経年劣化により照明設備機器の作動不良を生じている。また照明の照度が低下していることで照明設備機器の更新工事をするというものです。

以上です。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（神谷 悟君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 32ページの委託料の処理困難物とは何かという御質問でございますけれども、処理困難物は碧南市、高浜市管内に不法投棄されました廃タイヤやバッテリー等を市の環境課が搬入したもので、クリーンセンターで処理出来ない物を処理困難物としておりますが、これに加え、鉄くずやアルミ、分別資源ごみ、小型家電などのリサイクルのため、クリーンセンターで処理をしていない物を総合して処理困難物としております。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（神谷 悟君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 概要の1ページの衛生費で8億円余の減額となっているものでございますけれども、これは先ほど来、説明させていただいておりますが、火災関連の事業が完了したことによるものが主な理由となっておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○10番（内藤とし子君） 議長10番。

○議長（神谷 悟君） 10番、内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） 一つ落しましたので、35ページの、リサイクルプラザの中に何と言うか、中に部屋があるんですが、部屋がほかの公民館なんかは貸していただいている間、貸していただいていたんですけど、その部屋を借りられないということがあったそうです。それは今も続いているのかどうか、ちょっと確かめておきたいと思ってお聞きします。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（神谷 悟君） 施設課長。

○施設課長（杉浦 勲君） 今リサイクルプラザのことなんですけれども、コロナの緊急事態宣言が出た時は、その部屋を使うことは密室でということでやめていましたが、今は解除された後は使っています、今までどおり。

○10番（内藤とし子君） 議長10番。

○議長（神谷 悟君） 10番、内藤とし子議員。3回目です。

○施設課長（杉浦 勲君） 貸し方は今までどおり、そのやり方は同じです。

○10番（内藤とし子君） 分かりました。

○議長（神谷 悟君） いいですか。

○10番（内藤とし子君） はい。

○議長（神谷 悟君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（加藤厚雄君） 議長1番。

○議長（神谷 悟君） 1番、加藤厚雄議員。

○1番（加藤厚雄君） 予算案の22ページごみ処理費、これ全体の25億9,000万のうちの約17億を占めています。その中の修繕料、23ページの修繕料が3億7,300万。それで25ページの工事請負費が5億9,600万。両方足すと10億近くなるんですけれども、概要書のほうにも31ページと34ページと51ページには載ってはいるんですけれども、概要の31ページからを見ると、ごみ焼却施設総合整備。これが設備が9個あって全部で2億2,000万なんです。1個整備当たり、これ約2,500万ぐらいするんだよね。普通ね、この2,500万とか、この一括で2億2,000万という説明はないもんで、この設備もその冷却設備なんか1個なのか10個なのか。一遍ちょっと個別に予算額を見積額を台数も含めて教えてほしいというのと、工事のほうも51ページにもあったんですけども、(1)から(14)。No. 2の灰搬送コンベヤ等ね。この等というのがよく分からないんだけど、全部コンベヤに関係しているもんで、これ14個なのか。全然違うけど等にしていいのか分かりませんが、これも1基と2基あるもんで、全部で19基なのかな。これを金額で割ると約2,900万ぐらいになるよね。片方は1個で2,500万の修繕で、片っことは平均2,900万円の更新。これね、分からないのよ。うん。何で修繕するのに1個当たりが2,500万かって、3億かって、こっちが5億かかる。これはね、個別にどのくらいのものか、写真付ければいいってもんじゃないもんで、後ろに。これは個別にやはり見積もったのであるならば予算は当然これ高額だもんで、お示しをしてほしいというのが1点ね。両方もね。

2点目は、最終的にはこれ予算ですので、先ほど事務局長が言ったように、これ入札で決めるのか、随意契約でやるのか。この3億、5億というやつを。1回造ったところでないと修繕出来ないと例えば、随意契約でしょうがないという部分もありましようけれども、それが聞きたい。2点目ね。

それで3点目を聞くけど、この予算書の25ページの工事請負費の中でN o. 2の不燃粗大ごみ等、これ同じ更新工事なのに何でこれだけを別にして、ほかの14個は一緒にしたのか。これはもうよく分かりませんので。それで項目別、違いますけど、三つまとめて聞きますので、よろしくをお願いします。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（神谷 悟君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 御質問の修繕とか工事の内訳が、ちょっと予算書では説明が足りないのではないかとということで、まずございますけれども、まだ予算段階でございますので細かい設計は組んではおりませんけれども、修繕の少し内訳のほうを金額も含めてということですよ、説明をさせていただきます。

まず、ごみの焼却関係なんですけれども、ごみ焼却施設総合整備その1ということで、受入供給設備は可燃粗大集じん機の洗浄ですとか、主燃焼室のAゾーンシールプレート回転ストーカ炉などの修繕がありますけれども、これが133万3,000円となります。燃焼設備といたしましてはチェーンの取替えですとか、昇温着火バーナー分解整備1 N o. 2 落じんコンベヤなどが1,273万5,000円、焼却ガス冷却整備につきましては純水装置活性炭等取替え、循環ポンプ分解整備、薬液注入装置分解整備などが3,950万円ということで試算をしております。通風設備につきましては、一時空気予熱器点検といたしまして192万9,000円、灰出し設備といたしましてN o. 1 ダスト搬送チェーンスクレーパー取替えが1,195万8,000円、給排水設備排水処理、工業用水処理の3材取替整備、冷却水ライン洗浄などが1,842万3,000円となります。このように修繕は予算をつける際に、ここの予算書には記載はございませんけれども、内訳としまして、精査をして予算計上をさせていただいております。ただ、先ほど御指摘いただきましたように、ちょっと分かりにくいではないかということにつきましては、議会の前に予算概要説明のほうをさせていただいておりますので、その辺をもう少し議員おっしゃられたように、もう少し細かいところを御説明出来るような形で検討はしていきたいと思っております。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（神谷 悟君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 随意契約、今、議員御指摘の案件は再三な随意契約という形でございまして、随意契約、地方自治法の施行令の167条2項第1項2号による随意契約をする予定でございます。随意契約が出来る場合ということで、その性質または目的は競争入札に適せないものということで、その中でその既存の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に

施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備機器等の増設改修工事等の工事ということで規定されておまして、その中に該当するというので、今回この案件を含めた10億近い金額を随意契約という形になるんですけれども、いずれにしても随意契約ということで、適正な価格での契約の推進等を経費削減に向けて徹底して見直しをして、適正な価格での随意契約をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（神谷 悟君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） すみません。先ほどちょっと答弁漏れがございましたので。工事を三つに分けた理由でございますけれども、これにつきましては随意契約を灰搬送コンベヤ、それから不燃粗大油圧ユニットの更新工事、それぞれ当初の設置業者が違いますので、それで二つをわけております。それから三つ目の搬入路につきましては、これは入札工事で行うということで三つに分けているということでございます。

○1番（加藤厚雄君） 議長1番。

○議長（神谷 悟君） 1番、加藤厚雄議員。

○1番（加藤厚雄君） 答弁漏れがあったもので聞きますけれども、先ほど言ったように概要の51ページの、このNo. 2の灰搬送コンベヤ。これも今言ったように金額が5億超しているもので、普通は1基ごとに金額は言うべきだと思うんです。だから、予算書の25ページの委託料には34件みんな書いてあるじゃないですか。予算書でそんな5億円だとか、ぼおんと出て、詳細がないとか、その下の金額がないという予算書を、私あまり見たことないんだけど。うん。500万とか5,000万ぐらいなら見たことあるけど、この予算書のこのNo. 2灰搬送コンベヤ等更新事業の1基に5億5,000万。それはないでしょうというのが。もう1遍聞くけど、だからこれ2回目かな。うん。だから、それは5億5,000万の下の金額を1基ごとと言ってください。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（神谷 悟君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 工事請負費の内容でございますけれども、主灰分級機等更新工事につきましては、二次燃焼室耐火材部分更新には4,246万7,000円。バグフィルターリテーナ更新が3,084万2,000円。バグフィルターバイパス配管更新が2,998万5,000円。バグフィルター出口ダンパ更新が1,842万円。煙突下部部分更新が1,494万5,000円。水平煙道部分更新が2,181万9,000円。二次送風機入口ダンパ更新が413万3,000円。No. 3ダスト搬送コンベヤ更新が2,502万8,000円。主灰分級機更新が5,900万8,000円。純水排水ポンプ更新が178万5,000円。純水移送ポンプ更新が270万3,000円。低圧配電設備遮断器更新が1,665万7,000円。低圧動力設備電磁接触器更新が3,006万1,000円となります。それから不燃粗大破碎ユニットの更新工事につきまして、すみません。申し訳ございません。No. 2灰搬送コンベヤ更新工事を足したものが、先ほどの5億9,000万円ぐらいとなります。すみません。No. 2灰搬送コンベヤの更新工

事が2億5,300万円となります。

○1番（加藤厚雄君） 議長1番。

○議長（神谷 悟君） 1番、加藤厚雄議員。

○1番（加藤厚雄君） だから予算書の25ページの委託料に書いてあるように、全部理解できるか、多分理解できませんですけど、2億とか5億というやつは次回は、次回私いるかどうか分からなけれど、分かるが分からまいが項目として、もっと2億、5億とやつは細分化をすべきだなど。というように、この修繕料も含めてというのは次回予算書を作る場合には要望しておきます。

そして3回目、この25ページの委託料。ここで、これは概要を見たほうが分かりやすいですね。概要を見ると、この焼却灰等処分関係で21一般廃棄物の処分業務の委託料、32ページ。32ページの12節委託料（3）焼却灰等処分関係で21番、一般廃棄物埋立処分業務委託料で、その廃棄物を運送する業務。これ県内分ね。これ、分かるんですよ。23番の県外分の一般廃棄物の埋立処分の委託料と、その運搬の委託料。これも分かるんだよね。次が分からない。25番の一般廃棄物の運搬処分業務。さっき23と24で処分と運搬もやったのに、何でまた25番で県外が出てくるのか。県外が三つだったら県内も三つじゃないかなと思うんだけど、この辺の25番の説明を分かるように、1回しかないからね。分かるように教えてください。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（神谷 悟君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 焼却灰の処分についての御説明でございますけれども、今おっしゃられたように五つもあるじゃないかと。県内もあるし、県外もあるし、運搬もあるし、処分場で処分するものがあると。それぞれ、まずは何でそんなにたくさんあるかということなんですけれども、近年各地で大きな地震が発生しておりまして、東海地方においても南海トラフ地震の発生が危惧されております。この中で見ていただいても、アセックが一番近いところで一番安いんですけども、海上にあることから地震発生の際津波の影響を受けやすいため搬入が困難となるような可能性もあるということから、このように南海トラフの影響を受けない秋田県ですとか、分散しているというところがまず1点でございます。

それから運搬と処分が分かれているところと。例えば南都興産ですとか、分かれているところがございますけれども、これにつきましては奈良県の南都興産に灰処分をしていて、そこに持ち込んでの搬入が大和興業ということで、運搬と処分が分かれています。それで大和興業につきましては、随契でお願いしているところがございますけれども、これにつきましては南都興産の指定業者ということで随意契約をしているような状況でございます。

それに比べアセックですけれども、こちらのほうは搬入につきましては、業者はある程度、許可はいるんですけれども、廃棄物の。入札が可能でございますので、入札をして運搬業者さんを定めております。これは24番になります。

それから、県外の秋田県で搬出しているところがございますけれども、グリーンフィル小坂さん。番号で言うと25番。こちらのほうは途中まで、かなり距離がございますので、ただ南海トラフの地震の影響を受けませんので、途中まで鉄道で運んで鉄道の集積場からトラックで運搬すると。そういうところは一括で契約を、随意契約を結んでいるというような状況でございます。

○議長（神谷 悟君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（神谷直子君） 議長6番。

○議長（神谷 悟君） 6番、神谷直子議員。

○6番（神谷直子君） 予算の概要の34ページ。予算案の25ページになりますね。この工事請負費。今朝もここに来る時に車が混雑しておりましたけれども、ごみ搬入車両待機路増設工事100メートルぐらい緑地帯を削ってという御説明でしたけれども、どちらのほうに設置されるのか教えてください。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（神谷 悟君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 設置する場所は今の管理事務所ですね。その南側の真ん前に今は駐車場が、一般の方が停められる駐車場がございますけれども、その西側に今大きい鉄塔が建っているんですけれども、その周りの緑地を削って100メートルぐらい待機路を造るということで計画をしております。

○6番（神谷直子君） 議長6番。

○議長（神谷 悟君） 6番、神谷直子議員。

○6番（神谷直子君） ありがとうございます。ここはごみ処理設備なので緑地帯なども結構しっかりあって多分、法とかで決められているのかなと、ちょっとその辺、勉強不足で分からないんですけれども、いつもきれいに植栽なんかもされていて、その緑地を削ることは問題なくやられているのか。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（神谷 悟君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 焼却場の緑地率につきましては、県のほうからごみ処理場計画基準ということで、20%以上は取りなさいという基準がございます。現在の、今のこの敷地の緑地率が34%ぐらいございます。これが鉄塔の南側の緑地を削ることによって、それが30.1%ぐらいになるという想定をしております。

○議長（神谷 悟君） ほかに質疑ありませんか。質疑もないようですので、歳出の質疑を終結いたします。

これより歳入、歳出の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷 悟君） 別に討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷 悟君） 挙手多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷 悟君） 日程第4 議案第2号 衣浦衛生組合指定金融機関の指定についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（神谷 悟君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ただいま議題となりました議案第2号 衣浦衛生組合指定金融機関の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、衣浦衛生組合の公金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関としまして、令和3年6月1日から下記のとおり指定するため議会の議決を求めるというものでございます。

一つ、金融機関名、碧海信用金庫、二つ、代表者名、三つ、所在地につきましては、ここに記載のとおりでございます。

本件につきましては、現在の指定金融機関であります碧海信用金庫との契約期間が本年5月31日をもって満了するに伴いまして、新たに金融機関の指定を行うというものでございますが、当組合の会計管理者及び会計事務は碧南市に委任しているため、碧南市の指定金融機関の指定に準じて指定するものでございます。なお、金融機関の選定につきましては、本年度碧南市においてプロポーザル方式による選定が行われ、評価委員会の委員としても当組合も参加させていただいておりまして、審査を行わせていただきました。その結果、最も有利な条件を示されました記載の碧海信用金庫が選定されましたので、当金融機関を当組合の指定金融機関とさせていただきます。

四つ、指定期間につきましては、令和3年6月1日から令和8年5月31日の5年間でございます。

以上で、議案第2号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（神谷 悟君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○1番（加藤厚雄君） 議長1番。

○議長（神谷 悟君） 1番、加藤厚雄議員。

○1番（加藤厚雄君） 今説明があった最も有利な条件というのは、どういった条件だったんでしょうか。教えてください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（神谷 悟君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 今回プロポーザル方式によって審査が行われましたけれども、あくまでもこれは碧南市における審査に、私どもも参加させていただいたということでありまして、審査の結果でございますが、碧南市の評価基準に基づき審査した結果、三つの金融機関から碧南市及び組合の要望どおり回答がありましたということで、経営の健全性など問題ありませんでしたが、派出業務委託料について碧海信用金庫が現在よりも低い額を提示したことで大きく差がつき、それが決めてとなったということでもあります。ただし、この委託料に関しましては組合が負担しているものではございませんので、碧南市が負担しているということでございます。

また、今回提示された金額、参考でございますけれども、碧海信用金庫からは委託料として50万円が提示されました。現在が80万円ということで30万円低い価格で提示があったということで、大変大きく差がついたということで起用しております。

以上であります。

○議長（神谷 悟君） ほかに。

○1番（加藤厚雄君） 議長1番。

○議長（神谷 悟君） 1番、加藤厚雄議員。

○1番（加藤厚雄君） 先ほど言ったその50万と言いますが、それって年間、1カ月どちらですか。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（神谷 悟君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） これは年間の委託料でございます。よろしく申し上げます。

○議長（神谷 悟君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷 悟君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷 悟君） 別に討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第2号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷 悟君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷 悟君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（吉岡初浩君） 議長、管理者。

○議長（神谷 悟君） 管理者。

○管理者（吉岡初浩君） どうもお疲れさまでございました。本日私どもから提案させていただきました案件につきましては、全て慎重に御審査をいただき、原案どおり御可決、御決定・を賜りまして誠にありがとうございました。

審議過程でお出しいただきました御意見等は、今後の運営の指針とさせていただくところでございます。

令和3年度におきましても、組合全般により一層充実した事業の推進を行ってまいりますので、今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神谷 悟君） 以上で今期定例会の付議事件は、全て終了いたしました。

よって、令和3年第1回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会いたします。

慎重御審議、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

（午前11時14分閉会）

以上は、令和3年3月30日に行われた令和3年第1回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和3年3月30日

議 長 神 谷 悟

議 員 神 谷 直 子

議 員 藤 浦 伸 介